

事業場のみなさんへ

一届出期限の遵守をお願いしますー

須坂市水道局

○工事着手 60日前までに提出する届出(提出部数: 3部)

- ・特定施設設置届出書
- ・特定施設の構造等変更届出書

○あらかじめ(おおよそ1か月前までに)提出する届出

- ・須坂市下水道除害施設新設等届 (提出部数: 1部)
- ・公共下水道使用開始(変更)届 (提出部数: 3部)

○変更等のあった日から 30日以内に提出する届出(提出部数: 3部)

- ・氏名変更等届出書
- ・特定施設使用届出書
- ・特定施設使用廃止届出書
- ・承継届出書

○遅滞なく提出する届出(提出部数: 1部)

- ・特定施設工事完了届出書
- ・除害施設工事完了届出書(5日以内)

特定施設等を変更する場合、届出事項に変更が生じた場合、その他不明な点は、当課までご連絡ください。

水道局 上下水道課 宅内サービス係

電話 026-248-9013 (課専用)

電子メール s-jyougesuido@city.suzaka.nagano.jp

届出以外の事業者の義務 —施設の適正な水質管理をお願いします—

排除基準の遵守

下水管などを傷める下水や、終末処理場で処理することが難しい物質、処理ができても多すぎると十分処理できない物質(油や BOD など)には、一定の排除基準が定められています。排除基準は、業種、排水量、施設の設置時期によって異なっていますので注意してください。特定施設の場合、いくつかの項目については重要な基準として、直罰基準となっています。

(別紙「千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表」参照)

下水の水質の測定・記録保存

特定施設設置者及び下水排除基準項目の基準外の排水をする事業者は、「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定の方法で、一定の頻度で下水の水質を測定し、その結果は、定められた様式の記録表により記録し、5年間保存しなければなりません。

(下水道法第 12 条の 12)

報告書の提出

公共下水道管理者から、事業場の状況や下水の水質に関して、必要な報告を求められたら、その報告書を提出しなければなりません。(下水道法 39 条の 2)

事故時の措置

下水道関係法令では、事故時の措置が義務付けられている物質として有害物質と油が定められています。万が一、特定事業場から有害物質又は油を含む下水が排出される事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。(下水道法第 12 条の 9)

下水道マスコットキャラクター



スイサイ

水道局 上下水道課 宅内サービス係

電話 026-248-9013 (課専用)

電子メール s-jyougesuido@city.suzaka.nagano.jp

千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表

令和6年4月1日現在

事業場			特定施設を設置している事業場								特定施設 を設置し ていない		
一日の平均的な排水量			500 m ³ 以上	500 m ³ ~ 50 m ³	50 m ³ 未満								
業種			全業種	全業種	全業種	①の特定施設の設置業種		その他の業種					
事業場設置時期			指定なし	新設	既設	新設	既設	新設	既設	事業場			
下水排除基準項目			単位										
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/1	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下		
	シアノ化合物	mg/1	0.5 以下	0.5 以下	1 以下	0.5 以下	0.5 以下	1 以下	0.5 以下	1 以下	0.5 以下		
	有機燐化合物	mg/1	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下		
	鉛及びその化合物	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	六価クロム化合物 (※1) (※2)	mg/1	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下		
	砒素及びその化合物 *	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/1	0.003 以下	0.003 以下	0.005	0.003 以下	0.003 以下	0.005	0.003 以下	0.005	0.003 以下		
	アルキル水銀化合物	mg/1	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/1	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下		
	トリクロロエチレン	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	テトラクロロエチレン	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	ジクロロメタン	mg/1	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下		
	四塩化炭素	mg/1	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下		
	1,2-ジクロロエタン	mg/1	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/1	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/1	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/1	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/1	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下		
	1,3-ジクロロプロパン	mg/1	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下		
	チウラム	mg/1	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下		
	シマジン	mg/1	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下		
	チオベンカルブ	mg/1	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下		
	ベンゼン	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	セレン及びその化合物	mg/1	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下		
	ほう素及びその化合物 (※3)	mg/1	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下		
	ふつ素及びその化合物 *(※3)	mg/1	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下		
	1,4-ジオキサン	mg/1	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下		
政令の基準	フェノール類	mg/1	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下		
	銅及びその化合物 *(※4)	mg/1	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下		
	亜鉛及びその化合物 *(※4) (※5)	mg/1	2 以下	2 以下	2 以下	5 以下	5 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下		
	鉄及びその化合物 (溶解性) *	mg/1	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下		
	マンガン及びその化合物 (溶解性) *	mg/1	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下		
	クロム及びその化合物 *	mg/1	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下		
	有害物質	ダイオキシン類 (※6)	pg-TEQ/1	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下		
条例で定める基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (※3)	mg/1	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満		
	浮遊物質量 (SS)	mg/l	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満		
	n-ヘキサン 抽出物質含有量	mg/l	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下		
	動植物油脂類	mg/l	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下		
	水素イオン濃度 (pH) *		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		
	温度	℃	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満		
	よう素消費量	mg/l	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満		

注)

- 1 [] 内は直罰対象の排除基準を示す。
- 2 [] 内は除害施設の設置等義務付けに係る対象の排除基準を示す。
- 3 「政令の基準」は、政令又は水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で定められた一律の排水基準を示す。
- 4 「条例で定める基準」は、市町村が条例で定める排除基準の限度を示す。
- 5 区分の特例
 - ①の業種 : 水質汚濁防止法施行令別表第 1 26, 27, 47, 49, 52, 53, 58, 61, 62, 63, 65, 66 の各号に掲げる施設を設置する事業場。
 - 新設・既設の区分 : 昭和 54 年 10 月 31 日以前に設置された事業場は既設、以後は新設とする。
 - 旅館業の取扱 : 温泉を利用する旅館業については直罰対象になる。ただし、*のある項目について昭和 49 年 11 月 30 日現に湧出している温泉を利用する旅館業については直罰対象にならない。温泉を利用しない旅館業は、直罰対象にならないが、除害施設の設置等を義務付けることができる。
 - (※ 1) : 電気めっき業は、令和 9 年 3 月 31 日まで暫定基準がある。
 - (※ 2) : 令和 6 年 3 月 31 日以前に設置された特定事業場は令和 6 年 9 月 30 日まで、業種によっては令和 7 年 3 月 31 日まで、経過措置がある。
 - (※ 3) : 業種により、令和 7 年 6 月 30 日までの暫定基準がある。
 - (※ 4) : 業種により、上乗せ基準が適用となる。詳細は「公害関係基準のしおり」(長野県環境部)を参照のこと。
 - (※ 5) : 電気めっき業は、令和 6 年 12 月 10 日までの暫定基準がある。
 - (※ 6) : ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される排除基準を示す。